

【論点】

民都の実現や、第2の動脈といった新しい資金の流れを構築するうえでも、休眠預金に関する国の動きを踏まえ、**大阪で休眠預金の資金分配団体等の設立**を目指すなど議論してはどうか

- ◆ **H30年中に指定活用団体が指定**され、この指定活用団体が各地域に資金分配団体を選定し、**H31年秋頃には資金分配団体に対する助成等が開始**される予定。

(H30年5月16日に指定活用団体の公募要領が公表。公募受付期間：10月1日～5日)

第2の動脈としての新たな資金や人材の流れを生み出し、非営利セクターの活性化の促進等を掲げる「民都・大阪」フィランソपी会議において、**資金分配団体の設立など本制度への対応**を議論してはどうか。

【資金分配団体に期待される役割】（基本方針 《概要》）

資金分配団体は「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、民間公益活動を行う団体に対して資金支援を行うという法で規定された役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資や経営支援・人材支援等の非資金的支援を必要に応じ伴走型で実施。これにより、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことを期待。

- ◆ 資金分配団体の設立など、民間公益活動の促進等を掲げる団体を設けることは、休眠預金に関わらず、**遺贈による社会貢献の促進**にもつながるのではないか。
- ◆ 資金分配団体の設立にあたっては、
 - ・一般財団法人、NPO法人など**法人格の検討**
 - ・資金分配団体としての役割を担いうる**必要な組織体制の検討・構築**が必要となる

民間公益活動促進のための休眠預金等活用制度について

■ 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成30年3月30日内閣総理大臣決定）

（基本方針）

内閣総理大臣が法に基づき策定し、**休眠預金等交付金に係る資金の活用に係る制度の運用において根幹をなすもの**

【基本方針の構成】

- 第1 休眠予期等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項
- 第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項
- 第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項
- 第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項
- 第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項
- 第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項
- 第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

■ 指定活用団体 公募要領

（指定基準）

指定にあたっては、基本方針等を踏まえつつ、申請書類・面接により法第20条第1項各号に規定している事項等への適合するかを確認するほか、**面接では、指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意思等を確認すること**
また、**特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要があること**等を記載

（スケジュール）

平成30年5月16日 公募要領公表

10月1日 申請受付開始（10月5日 申請締切）

秋頃以降 休眠預金等活用審議会における審議等（予定）

年内 指定（予定）

（参考：指定活用団体の体制イメージ）

休眠預金の当初活用方法は助成のみで当初助成額は20～30億円という仮定や、類似の組織から、当初の組織体制として、「理事3名、評議員10名、監事2名、事務局20名」程度の体制が考えられる